

金沢都市計画地区計画の決定（金沢市決定）

都市計画金沢港東部工業用地地区地区計画を次のように決定する

名 称	金沢港東部工業用地地区 地区計画	
位 置	金沢市湊 3 丁目、近岡町及び御供田町の各一部	
面 積	約 12.1 ha	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地区は、JR 金沢駅から北北西約 6km に位置し、金沢港及び能登有料道路に近接している。陸路・海路の利便性が高い地域であり、金沢港の国際物流拠点化を推進するための工業地区として優れた地区である。</p> <p>当地区周辺は工業系の土地利用が図られている地域であるため、周辺環境と調和し、港の機能性を活かした魅力ある工業地の形成を目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>工業地区としての適正な土地利用を誘導するため、建築物等の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度などを定める。</p>
	建築物等の整備方針	<p>地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、景観的な配慮を行い、かつ、周辺環境との調和が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の形態又は意匠の制限、及び垣又はさくの構造の制限を行い、港の機能性を活かした魅力ある工業地が形成されるよう誘導する。</p>

地 区 整 備 計 画	建 築 物 等 に 関 す る 事 項	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 建築基準法別表第 2 (を)項各号に掲げる建築物
		建築物の 敷地面積の 最低限度	1,000㎡
		壁面の位置 の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面（以下「壁面等」という。）から道路境界線又は隣地、公園、河川等（以下「隣地等」という。）の境界線までの距離の最低限度は、次に掲げる数値とする。 (1) 道路境界線については 2 m (2) 隣地等境界線については 1 m
		建築物等の 形態又は 意匠の制限	広告物は自己の用に供するもので、色彩、装飾、大きさ等により美観風致を損なわず、都市景観形成上支障のないもので次に該当するものとする。 (1) 屋上及び屋根面に設置しない。 (2) 独立広告は、表示面を含め壁面後退部分に設置しない。 ただし、地盤面からの最低高さを 3 m 以上確保し、かつ、壁面後退部分への突出幅が 1 m 以内のものを除く。
		垣又はさく の構造の 制限	道路に面して垣又はさくを設ける場合（壁面後退区域（壁面の位置の制限として定められた限度に係る線と当該道路境界線との間の敷地の区域をいう。）外に設ける場合を除く。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 生け垣、植栽又は透過性のフェンス (2) レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが 0.6m 以下のもの (3) 前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの

（理由）

県土地開発公社の開発により基盤整備を予定している本地区において、周辺環境と調和した工業地区の形成を目標に、適正な土地利用を誘導していくため、地区計画を決定する。

位置図

地区計画の決定（金沢港東部工業用地地区）



金沢港東部工業用地地区

計 画 図

地区計画の決定（金沢港東部工業用地地区）



凡 例



地区計画の区域